特集 きずな社会づくり条例

困った時の「私」を助けてくれる地域の人たちがいます

万一の避難も任せて！

参加者の声

宝塚ニュータウン自治会
折増 篤美 さん(祖父)、美保 さん(母)、
大輔 さん

「安全に公園まで避難することを一番に考えました」と中学１年生の折増大輔さん。防災訓練で近所の高齢者を車いすに乗せて、無事に避難所となる公園まで行きました。若い世代も真剣に訓練に取り組んでいます。

買い物、お願いしてるんです

参加者の声

小戸町二区自治会
吉海江 尋子 さん、榎木 好子 さん、
玉田 恵美子 さん

「前もって買い物を頼んでおくと、一緒に買ってきてもらえて、本当に助かりますよ」と吉海江尋子さん。高齢者の「さんさんクラブ」が始めたあいさつ運動から深まったマンション内のきずなは、肩肘張らない、気軽な助け合いへとつながっています。

きずなの〝輪〟

私たちが市民をつなぐお手伝い

地域コミュニティ課

地域コミュニティ課
鬼束 優一

宮崎市は「市民が主役の市民のためのまちづくり」の実現を目指しています。「きずな社会づくり条例」をきっかけに、市民、事業者の皆さんも一緒に地域が元気になる活動をさらに広げていきましょう。私たちも、きずなの輪が広がっていくよう、お手伝いします。

託児ができるから練習に打ち込めます

参加者の声

東大宮地域まちづくり推進委員会
ミニバレーチーム「ベストフレンズ」

「子どもを預かってもらえる日は存分に練習できます」とミニバレーチーム「ベストフレンズ」の皆さん。10年以上続く「地域子育て支援事業」では、ベテランボランティアが子どもたちを預かっていて、すっかり顔なじみ。世代を超えて触れ合う交流のきっかけにもなっています。

「きずな社会づくり条例」ではそれぞれの役割を定めています。

自治会（第４条）

みんなが加入や活動をしやすい自治会にします。
活動の様子や、情報も分かりやすく発信します。

地域まちづくり推進委員会（第5条）

地域の課題解決に、さまざまな団体と協力して取り組みます。
魅力ある地域を目指してみんなが参加しやすい活動の輪を広げます。

市民（第3条）

私も自治会に加入します。
自治会、地域まちづくり推進委員会の活動にも参加します。

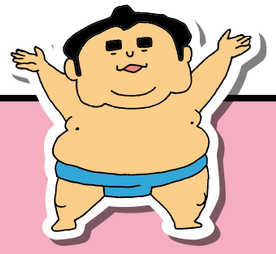

事業者（第6～7条）

自治会、地域まちづくり推進委員会の活動に協力し、従業員の活動への参加にも配慮します。
新たに住宅に入居する人に、自治会加入を働きかけます。

宮崎市（第8条）

自治会、地域まちづくり推進委員会が自立した活動を行えるよう支援します。
多くの市民が活動に参加できるよう情報提供します。

お問い合わせ

地域コミュニティ課
☎21-1714
FAX 22-0200

きずな社会づくり条例は理想の地域社会への指針です

「きずな社会づくり条例」は、宮崎市が目指す理想の姿を掲げた条例です。条例とは、市民の代表である市議会の議決によって定められるので、市民全体で決めたものといえます。自治会への加入促進などをうたった条例は、全国的にまだ例が少なく、宮崎市は地域まちづくりに意識が高い自治体といえるでしょう。

東日本大震災を機に、私たちは「きずな」の大切さを再認識しました。この条例では、私たち市民の自治会への加入など、「きずな」を深める役割を積極的に受け持つことを定めています。この役割は、市、自治会、地域まちづくり推進委員会のほか、事業所にもあり、事業所が自治会等の活動への協力など、重要な役割を担っているのも特色です。

市民である私たちは、自治会をはじめ、職場やＰＴＡなどの集まりの中で、さまざまな活動をしています。そうした活動を、まちづくりにも生かしたいものです。条例は、安心して暮らせる地域社会を実現する指針となります。

宮崎公立大学
学長　有馬 晋作